

非上場・非公開会社のための 会社法の基礎知識と実務

～会社法の基本的な仕組みと重要ポイントをわかりやすく解説～

□日 時：2019年 7月23日(火) 10:00～17:00 (6H)

□講 師：弁護士法人中央総合法律事務所
弁護士 小林 章博 氏

□会 場：本会関西本部内 専用教室 (下記案内図参照)
大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

□主 催：一般社団法人 日本経営協会

□セミナーのねらい

株式会社、有限会社には、会社の規模に関わらず会社法が適用されます。しかしながら、会社法を理解し、これに適切な対応できている会社は必ずしも多くないのが現状です。昨今、事業承継への対応が社会的にも喫緊の課題となる中、今まで会社法に適切に対応できていなかったことが事業承継への思わぬ支障となるケースもあります。

本セミナーでは、会社法の基本的事項について、非上場・非公開会社の実務面で活用することを前提にわかりやすく解説いたします。

総務・法務部門の担当者、また経営者、新任役員の方にもおすすめのセミナーです。

講師紹介

弁護士法人中央総合法律事務所
弁護士 小林 章博 氏

京都大学法学部卒。1999年4月大阪弁護士会登録。大阪を拠点に約10年の弁護士経験後、2009年11月、弁護士法人中央総合法律事務所の京都事務所を立ち上げ代表に就任。地元京都の企業法務分野を中心に弁護士活動を行っている。

現在、株式会社船井総研ホールディングス社外取締役(監査等委員)、京都大学法科大学院特別教授。

著書:『LawLゆいの会社法入門』(単著)(第一法規、2015年6月)『募集株式発行の法と実務』(共著)(商事法務、2016年11月)『取締役会の法と実務』(共著)(商事法務、2015年4月)

■ 申込要領 ■

参加料：
(1名につき)

	参加料	消費税	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにて下記へお申込みください。追って、参加料と振込口座名を記載した請求書をご派遣責任者までお送りします。

参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込みください。
(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください)

- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 電話では、ご予約のみ承ります。(後日、必ず申込書をご送付ください)
- 振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。

キャンセルについて

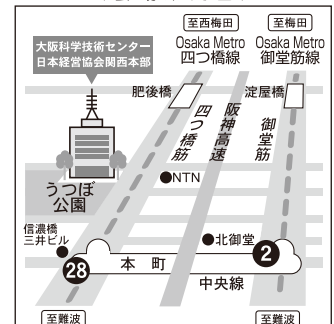
開催日の3営業日前からは受講料(税込)の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

- そ の 他：
- 教材は原則として当日お渡しいたします。
 - ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からのお申込みはお断りする場合があります。
 - 録音・録画・写真撮影は原則としてお断りいたします。
 - 参加者が少人数の場合、中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。

お申込・お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：原

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 URL <https://www.noma.or.jp/kansai/>
TEL 06(6443)6962(ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 E-mail ksosaka@noma.or.jp

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
 - ▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
 - ▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
 - ▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
 - ▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

□プログラム□

1. 会社法の全体像

2. 株式会社の仕組みを理解する

- ・ 定款や登記の見方もあわせて

3. 株式は自由に譲渡できるのか？

- ・ 株式の譲渡制限について理解する

4. 株主の権利

- ・ 株式会社の経営を監督する権利（共益権）
- ・ 配当等の利益を受ける権利（自益権）

5. 機関設計とは何か

- ・ 最低限おくべき機関のポイント
- ・ 具体的な機関設計例

6. 株主総会

- ・ 株主総会は、事業年度ごとに招集しなければならない
- ・ 株主総会の決議を簡略化する方法
(招集手続の省略、株主総会決議自体の省略
(書面決議))

7. 取締役・取締役会の役割

- ・ 代表取締役と取締役の違い
- ・ 取締役の任期（伸長する方法）
- ・ 取締役会は最低3ヶ月に1回は招集しなければならない
- ・ 取締役会決議を省略する方法（書面決議）
- ・ 取締役の報酬

※出張研修も承っております。裏面のお申込先までお問い合わせ下さい。

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部企画研修グループ

NOMA	
(フリガナ) 会社名： 団体名	TEL () - FAX () -
(フリガナ) 所在地： (〒)	ご派遣責任者：
参加者氏名	所属・役職名
(フリガナ)	
(フリガナ)	
(フリガナ)	
※Eメールで本会セミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。 []	

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。 □ 不要